て同じ。）が国際漁業再編対策事業費補助金の交付を受けて行う減船漁業者救済対策事業及び不要漁船処理対策事業を実施することに伴い、一般社団法人大日本水産会から交付された減船漁業者救済費交付金（当該減船漁業者救済費交付金と併せ一般社団法人北海道水産会から交付された交付金で、当該減船漁業者救済費交付金と同一の目的を有するものを含む。以下「減船漁業者救済費交付金等」という。）及び不要漁船処理費交付金とする。

2　法第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する減価補塡金は、次に掲げる金額とする。

一　減船漁業者救済費交付金等のうち経費補塡金に相当する部分（材料費に相当する部分に限る。）の金額

二　前項に規定する不要漁船処理費交付金のうち同項に規定する不要漁船処理対策事業により廃棄をした漁船の当該廃棄の直前における償却後の取得価額又は帳簿価額に相当する部分の金額

3　法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、減船漁業者救済費交付金等（経費補塡金に相当する部分を除く。）の金額及び第一項に規定する不要漁船処理費交付金のうち前項第二号に規定する部分以外の部分の金額とする。

○文部科学省告示第百号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月二十二日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表一北海道情報専門学校工業専門課程情報大学併学科の項の次に次のように加える。

北海道ハイテクノロジー専門学校医療専門課程動物科学科（4年制）	平成二十九年四月一日

表一北海道ハイテクノロジー専門学校医療専門課程バイオテクノロジー学科（4年制）の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表五に次のように加える。

秋田リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科	平成三十一年三月一日

表十群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科の項及び群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十一医学アカデミー医療専門課程理学療法学科（4年制・昼間部）の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表早稲田大学川口芸術学校専門課程映像文化学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

蕨戸田市医師会看護専門学校専門課程看護学科	平成三十一年三月一日

○財務省告示第二百二十号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十八年七月十五日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

「、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行」を削る。

表十三関東リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「関東リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科」の下に「（4年制）」を、「平成十八年三月一日」の下に「（平成三十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校東京医療学院医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項及び専門学校東京医療学院医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校東京自動車大学校自動車整備専門課程（工業専門課程）自動車整備科1級整備士コースの項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校中野スクール・オブ・ビジネス商業実務専門課程国際ビジネス科の項の次に次のように加える。

専門学校ヒコ・みづのジュエリーカレッジ宝石専門課程（文化教養）ジュエリーデザイン科アドバンスドジュエリーコース	平成二十七年四月一日

表十三専門学校ヒコ・みづのジュエリーカレッジ宝石専門課程（文化教養）ジュエリーデザイン科ジュエリー研究院コースの項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京着物染色美術専門学校着物染色美術専門課程着物染色工芸科4年制の項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表ＨＡＬ東京デジタル専門課程カーデザイン学科の項の次に次のように加える。

ＨＡＬ東京デジタル専門課程グラフィックデザイン学科（4年制・昼間部）	平成二十七年四月一日

表十三ＨＡＬ東京デジタル専門課程ゲーム開発学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ東京デジタル専門課程ゲーム企画学科	平成二十七年四月一日

表十三ＨＡＬ東京デジタル専門課程ＣＧデザイン学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表早稲田速記医療福祉専門学校事務技術専門課程医療マネジメント科（4年制）の項の次に次のように加える。

早稲田文理専門学校商業実務専門課程クリエイティブビジネス経営学科	平成二十七年四月一日

表十三早稲田文理専門学校商業実務専門課程ビジネス起業経営学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十五ＪＡＰＡＮサッカーカレッジ文化・教養専門課程サッカーコーチ研究科の項の次に次のように加える。

ＪＡＰＡＮサッカーカレッジ文化・教養専門課程女子サッカー研究科	平成三十年三月一日

表十五専門学校新潟国際自動車大学校工業専門課程1級自動車整備科の項の次に次のように加える。

伝統文化と環境福祉の専門学校工業専門課程伝統建築学科（4年制）	平成二十九年三月一日